

永久抹消登録のご案内

京都運輸支局登録部門

※自動車の解体が終わっていない場合は「一時抹消登録」となりますので注意してください。

【申請手順】

1. 必要書類（裏面参照）が揃っているか確認してください。

※ご不明な場合は運輸支局④番窓口でお尋ねください。

2. ナンバープレートを自動車会館（D棟）③⑥番窓口に戻納してください。

※返納証（黄色のステッカー）を受け取ってください。

※盗難等でナンバープレートが返納できない場合は警察署への遺失等届出を行ったうえで、盗難等の経緯を詳細に記した理由書が必要になります。

3. 自動車会館④⑩番窓口で申請書（OCR 3 号の 3）をお買い求めください。

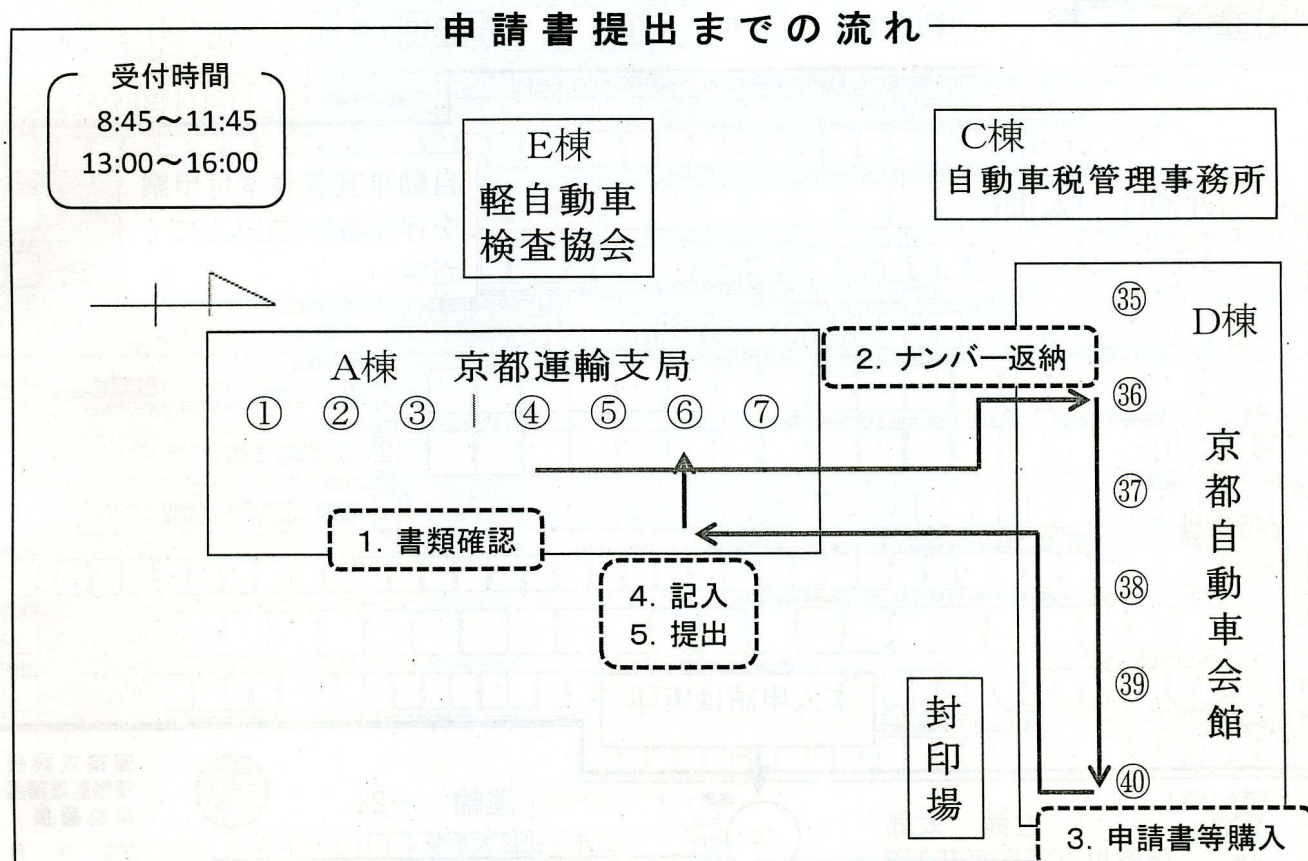
4. 運輸支局（A棟）に戻り、申請書・添付書類に必要事項を記入してください。

※記載台に記載例がありますので参考にしてください。（ご不明な場合は運輸支局④番窓口でお尋ねください。）

5. 申請書等の記載が終わりましたら⑥番窓口で提出してください。

※申請書を提出したら、お名前を呼ばれるまでお待ちください。

6. ⑦番窓口で『永久抹消登録／解体届出手続き完了のお知らせ』を受け取ったら終了です。



永久抹消登録申請

登録している自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く）が自動車リサイクル法に基づき適正に解体処理された報告を受けて、15日以内の申請になります。

- ① 申請書…3号様式の3
- ② 手数料…無料
- ③ 自動車検査証
- ④ 所有者の印鑑証明書（発行3ヶ月以内のもの）
- ⑤ ナンバープレート
- ⑥ 所有者本人が申請される場合…所有者の印鑑証明書の印鑑（実印）
- ⑦ 代理人の方が申請される場合…所有者の印鑑証明書の印鑑（実印）を押印した委任状
- ⑧ 所有者の氏名、名称又は住所に変更がある場合…自動車検査証の記載内容から現在までの変更内容が確認できる住民票、住民票の除票、戸籍の附票、戸籍謄（抄）本又は、商業登記簿謄（抄）本
- ⑨ 解体にかかる移動報告番号 及び解体報告記録がなされた日を申請書に記入してください。

自動車重量税還付申請関係（自動車重量税の還付申請を伴う場合）

- ① 金融機関名、支店名、口座番号、口座種類等を申請書に記入していただくこととなります。
- ② 代理人の方が申請される場合、所有者が押印した委任状が必要となります。（申請書に代理人の方が押印して下さい。）
- ③ 自動車重量税還付金の受領権限を委任する場合、所有者が自署、押印または、実印を押印した委任状が必要となります。

手続き先…自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局、事務所等

☒ 永久抹消登録申請書 ☐ 解体届出書 自動車重量税還付申請書 第3号様式の3	
①業務種別 ②出張 ③処理 ④制限解除 ⑤重量税還付申請の有無 ⑥自動車登録番号 1350 9 訂正 1 金額 0なし 大阪 529 さ 1234	⑦車台番号 1234567
自動車重量税還付申請欄（自動車重量税の還付を申請する場合は、以下も必ず記入して下さい）	
⑧氏名又は名称（法人の場合、組織名と名称の欄は1マスあけて記入して下さい） 1 個人 2 法人 キンキ タロウ 近畿 太郎	⑨移動報告番号 123412341234
⑩住所（住所コードを記入して下さい） 275151254 12-1	⑪金融機関種別 1 郵便局 2 銀行 3 信用金庫 4 信用組合 5 農協 6 農業協同組合 7 信用農業協同組合連合会 8 漁協 9 その他
⑫支店名（支店コードを記入して下さい） 寝屋川	⑬支店種別 1 本店 2 支店 3 出張所 4 代理店 5 本所 6 支所 7 その他
⑭氏名又は名称（法人の場合、組織名と名称の欄は1マスあけて記入して下さい） 甲乙	⑮座種類 1 普通預金 2 当座預金 3 定期預金 4 通知預金 5 別段預金 6 貯蓄預金 7 その他
⑯氏名又は名称（法人の場合、組織名と名称の欄は1マスあけて記入して下さい） 本人申請は実印	⑰印鑑証明書 運輸 一郎
申請人・届出人（所有者） 氏名又は名称 近畿 太郎 住所 寝屋川市高宮栄町1-2-1	申請代理人 氏名 運輸 一郎 住所 大阪市中央区大手前4丁目1-76
解体報告記録がなされた年月日 平成 年 月 日	代理受領者 氏名又は名称 住所

記入して下さい。

※申請書は機械で読み取りますので鉛筆で丁寧に記入してください。